

徳島県公告式条例（昭和25年徳島県条例第29号）第2条第2項ただし書の規定により、
徳島県税条例の一部を改正する条例（令和8年徳島県条例第22号）を、令和8年3月31日
午後11時5分に、徳島県庁正門前の掲示場に次のとおり掲示して公布した。

令和8年4月1日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第二十二号

徳島県税条例の一部を改正する条例

徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「の種別割」を削る。

「第四十九条から第五十三条の三までを次のように改める。

第四十九条から第五十三条の三まで 削除

第五十三条の四の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項中「種別割」を「自動車税」に、「の規定」を「（同項第二号並びに第五号イ(1)及び(2)並びにロ(2)(i)及び(ii)に係る部分に限る。）の規定」に改め、同条第四項中「第四百九条第一項第一号」を「附則第十二条の三第一項」に、「種別割」を「自動車税」に改める。

第五十三条の五の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同項第四号中「道路交通法」を「道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）」に改め、同条第二項中「公的医療機関」を「医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第三項中「社会福祉法人等」を「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人その他同法第二条に規定する社会福祉事業を営業者（以下「社会福祉法人等」という。）」に、「種別割」を「自動車税」に改める。

第五十三条の六の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項中「第四百七十七條の八」を「第四百五十五条」に、「種別割」を「自動車税」に改める。

第五十三条の七の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「第四百七十七條の十一第三項」を「第四百五十八條第三項」に、「種別割を」を「自動車税を」に、「種別割の」を「自動車税の」に、「第四百七十七條の十三第一項」を「第四百六十條第一項」に、「種別割に」を「自動車税に」に、「種別割額」を「自

「自動車税額」に、「種別割証紙代金収納印」を「自動車税証紙代金収納印」に改める。

第五十三条の七の二の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「種別割」を「自動車税」に、「第七十七条の十三第一項」を「第六十条第一項」に改める。

第五十三条の八（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改める。

第五十三条の九（見出しを含む。）中「種別割証紙代金収納印」を「自動車税証紙代金収納印」に改める。

第五十三条の十中「徳島県収入証紙条例」を「徳島県収入証紙条例（昭和三十九年徳島県条例第二十一号）」に、「種別割」を「自動車税」に改める。

第五十三条の十一中「種別割の」を「自動車税の」に、「種別割証紙代金収納印」を「自動車税証紙代金収納印」に改める。

第五十三条の十二の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「種別割」を「自動車税」に、「第七十七条の十三第一項」を「第六十条第一項」に改め、同条第二項中「第七十七条の十三第一項」を「第六十条第一項」に改め、同条第二項中「第七十七条の十三第一項」を「第六十条第一項」に改め、同条第三項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第五十三条の十三（見出しを含む。）及び第五十三条の十四（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改める。

第五十三条の十五の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「又は精神障害者」を「（身体に障害を有し歩行が困難な者をいう。以下同じ。）又は精神障害者（精神に障害を有し歩行が困難な者をいう。以下同じ。）」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項中「種別割」を「自動車税」に、「身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳」を「身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第四条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けたくないものにあつては、戦傷病者手帳）（以下単に「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）」に改め、同条第三項及び第四項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第五十三条の十六から第五十三条の十八までの規定（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改める。

附則第十八項中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

附則第十九項を削る。

附則第二十項の前の見出しを削り、同項中「の種別割」を削り、同項第一号中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に、「法第四百七十七条第三項」を「同号」に改め、同項第二号中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項を附則第十九項とし、同項の前に見出しとして「（自動車税の税率の特例）」を付する。

附則第二十一項中「令和四年四月一日から令和八年三月三十一日まで」を「令和七年四月一日から令和十年三月三十一日まで」に改め、「の種別割」を削り、同項第二号中「で総務省令」を「（以下「排出ガス保安基準」という。）で総務省令」に改め、同項第三号中「第四百四十九条第一項第三号」を「附則第十二条の

三第一項第一号」に改め、同項第四号から第六号までを削り、同項を附則第二十項とする。

附則第二十二項中「(前項の規定の適用を受けるものを除く。)」を削り、「令和四年四月一日から令和七年三月三十一日まで」を「令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで」に、「当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次」を「令和八年度分の自動車税に限り、前項」に、「同項」を「同条」に改め、同項第一号中「ガソリン自動車」を「ガソリン自動車(充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。)」に、「平成三十年ガソリン軽中量車基準」を「道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの」に、「平成十七年ガソリン軽中量車基準」を「同項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの」に、「エネルギー消費効率」を「法附則第十二条の三第三項第一号に規定するエネルギー消費効率(以下「エネルギー消費効率」という。))が同号に規定する」に、「以下「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。))に百分の九十」に、「かつ」を「かつ同号に規定する」に、「以上のもので法附則第十二条の三第三項第一号」を「(以下「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。))以上のもので同号」に改め、同項第二号中「平成三十年石油ガス軽中量車基準」を「道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの」に、「平成十七年石油ガス軽中量車基準」を「同項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの」に、「百分の七十」を「百分の九十」に改め、同項第三号中「平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準」を「道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの又は同項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの」に、「百分の七十」を「百分の九十」に改め、同項の表を削り、同項を附則第二十一項とする。

附則第二十三項中「法第四百六条第二項」を「道路運送車両法第二条第五項」に改め、「の種別割」を削り、同項を附則第二十二項とする。

附則第二十四項中「附則第二十項各号」を「附則第十九項各号」に改め、「の種別割」を削り、同項を附則第二十三項とする。

附則第二十五項を第二十四項とし、第二十六項から第二十八項までを一項ずつ繰り上げ、第二十九項の前の見出しを削り、同項を第二十八項とし、同項の前の見出しとして「(個人の均等割の税率の特例)」を付し、第三十項を第二十九項とし、第三十一項を第三十項とする。

附則第三十二項中「附則第三十三条の二の二第二項」を「附則第三十三条の二の三第一項」に改め、同項を附則第三十一項とする。

附則第三十三項中「附則第三十五条の三の四第一項」を「附則第三十五条の三の五第一項」に改め、同項を附則第三十二項とする。

附則中第三十四項の前の見出しを削り、同項を第三十三項とし、同項の前の見出しとして「(旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る法人の県民税の特例)」を付し、第三十五項を第三十四項とし、第三十六項を第三十五項とし、第三十七項を第三十六項とし、第三十八項を削る。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、附則第十二項の規定は、公布の日から施行する。
(自動車税に関する経過措置)
- 2 改正後の徳島県条例(以下「新条例」という。)の規定中自動車税に関する部分は、令和八年度以後の年度分の自動車税について適用する。
- 3 この条例の施行の日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 令和七年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 5 令和七年度以前の年度分の地方税法等の一部を改正する法律(令和八年法律第二二号)第一条の規定による改正前の地方税法(昭和二十五年法律第二二十六号)に規定する自動車税の種別割(附則第七項において「旧種別割」という。)を課されたことがある自動車(次項に規定する自動車を除く。)についての新条例第五十三条の十四の規定の適用については、同条中「自動車税」とあるのは、「令和七年度以前の年度分の地方税法等の一部を改正する法律(令和八年法律第二二号)第一条の規定による改正前の地方税法に規定する自動車税」とあるのを、「令和元年度以前の年度分の地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)第二条の規定による改正前の地方税法に規定する自動車税、令和二年度から令和七年度までの各年度分の地方税法等の一部を改正する法律(令和八年法律第二二号)第一条の規定による改正前の地方税法に規定する自動車税の種別割又は令和八年度以後の年度分の自動車税」とする。
- 6 令和元年度以前の年度分の地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)第二条の規定による改正前の地方税法に規定する自動車税(附則第八項において「旧自動車税」という。)を課されたことがある自動車についての新条例第五十三条の十四の規定の適用については、同条中「自動車税」とあるのは、「令和元年度以前の年度分の地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)第二条の規定による改正前の地方税法に規定する自動車税、令和二年度から令和七年度までの各年度分の地方税法等の一部を改正する法律(令和八年法律第二二号)第一条の規定による改正前の地方税法に規定する自動車税の種別割又は令和八年度以後の年度分の自動車税」とする。
- 7 令和七年度以前の年度分の旧種別割を課されたことがある者(次項に規定する者を除く。)についての新条例第五十三条の十八第三項第一号の規定の適用については、同条中「自動車税」とあるのは、「令和七年度以前の年度分の地方税法等の一部を改正する法律(令和八年法律第二二号)第一条の規定による改正前の地方税法に規定する自動車税の種別割又は令和八年度以後の年度分の自動車税」とする。
- 8 令和元年度以前の年度分の旧自動車税を課されたことがある者についての新条例第五十三条の十八第三項第一号の規定の適用については、同条中「自動車税」とあるのは、「令和元年度以前の年度分の地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)第二条の規定による改正前の地方税法に規定する自動車税、令和二年度から令和七年度までの各年度分の地方税法等の一部を改正する法律(令和八年法律第二二号)第一条の規定による改正前の地方税法に規定する自動車税の種別割又は令和八年度以後の年度分の自動車税」とする。
- 9 (合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正)
(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正)
9 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例(昭和二十七年徳島県条例第四十号)の一部を次のように改正する。
題名中「の種別割」を削る。

第一条及び第二条（見出しを含む。）中「の種別割」を削る。

第三条中「の種別割」を削り、「第百七十七条の十一」を「第百五十八条」に改める。

第四条第一項中「の種別割」を削り、「第百七十七条の八」に規定する種別割」を「第百五十五条に規定する自動車税」に改め、同条第二項中「の種別割」を削る。

様式第一号中「自動車税（種別割）証紙」を「自動車税証紙」に、「Automobile Tax (Category Base) Stamp」を「Automobile Tax Stamp」に改める。

（災害による県税の減免に関する条例の一部改正）

10 災害による県税の減免に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「の種別割」を削り、同条中「自動車税の種別割額」を「自動車税額」に改める。

（徳島県条例等の一部を改正する条例の一部改正）

11 徳島県条例等の一部を改正する条例（平成二十九年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

附則中第五項及び第六項を削り、第七項を第五項とし、第八項から第十一項までを二項ずつ繰り上げる。

（徳島県収入証紙条例を廃止する等の条例の一部改正）

12 徳島県収入証紙条例を廃止する等の条例（令和七年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中徳島県条例第四十九条の改正規定の前に次のように加える。

目次中「第七十九条の七」を「第七十九条の六」に改める。

第三条のうち、徳島県条例第四十九条の改正規定、同条例第五十条から第五十二条までを次のように改める改正規定及び同条例第五十三条の改正規定を削り、同条例第五十三条の七の改正規定中「種別割の」を「自動車税の」に、「種別割証紙代金収納印」を「自動車税証紙代金収納印」に改め、同条例第五十三条の十一の改正規定中「種別割」を「自動車税」に改める。